

紹介受診重点医療機関の決定について

1 国の基準について

- (1) 紹介受診重点医療機関の紹介受診重点に外来に関する基準について（標準基準）
- (A) 医療資源を重点的に活用する初診の外来の患者延べ数÷初診の外来の患者延べ数
×100：40%以上（外来機能報告様式2 項目（3））
かつ
- (B) 医療資源を重点的に活用する再診の外来の患者延べ数÷最新の外来の患者延べ数
×100：25%以上（外来機能報告様式2 項目（9））
- (2) 紹介率・逆紹介率の水準（考慮基準）
- (C) 紹介率（照会患者数÷初診患者数×100）50%以上（外来機能報告様式1 項目（51））
かつ
- (D) 逆紹介率（逆紹介患者数÷初診患者数×100）40%以上（外来機能報告様式1
項目（52））
- (3) 標準基準をわずかに満たしていなくても、考慮基準を満たしている場合は、地域医療
構想推進委員会で検討の上、認めることができる。

※1 制度の概要等については2ページをご覧ください。

※2 今回審査する医療機関の基準については3ページをご覧ください。

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、紹介受診重点外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

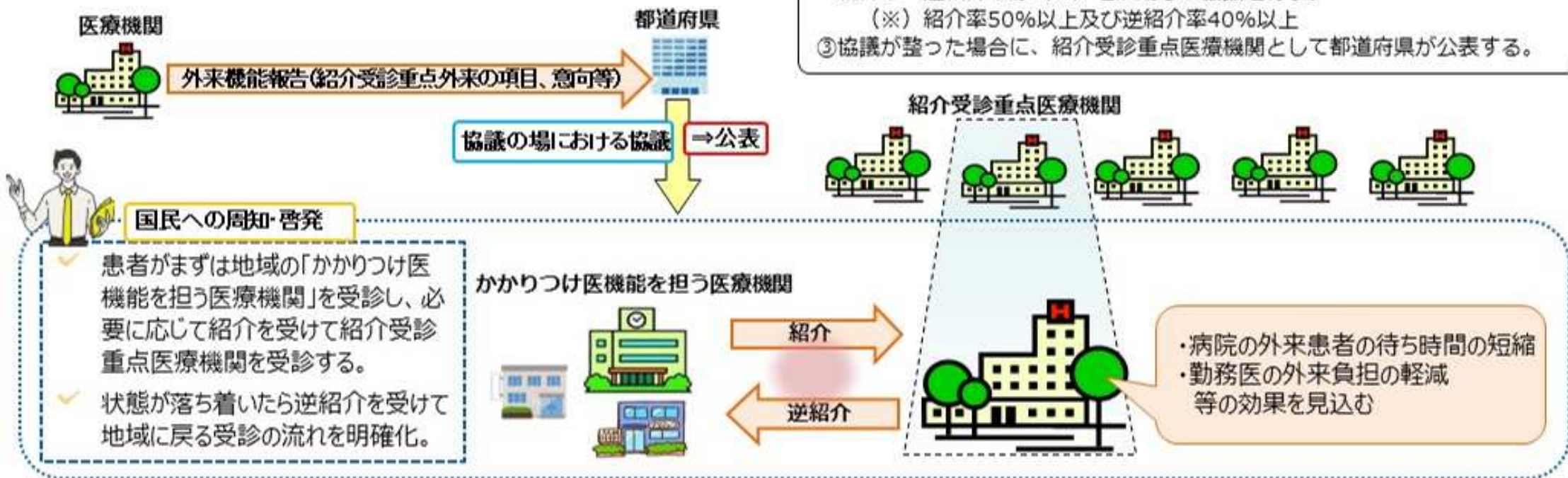
- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

【外来機能報告】

- 紹介受診重点外来等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【協議の場】

- ① 紹介受診重点外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
 - (※) 初診に占める紹介受診重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める紹介受診重点外来の割合25%以上
- ② 紹介受診重点外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



① 新たに重点外来基準を満たし、紹介受診重点医療機関の意向があった施設
該当なし

② 継続して重点外来基準を満たし、紹介受診重点医療機関の意向があった施設

	医療機関施設名	市区町村	医療機関種別	病床数	特定機能病院	地域医療支援病院	重点外来基準 (A \geq 40かつB \geq 25)		紹介率及び逆紹介率の基準 (C \geq 50かつD \geq 40)	
							初診のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」の割合(A)	再診のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」の割合(B)	紹介率(C)	逆紹介率(D)
1	豊橋市民病院	豊橋市	病院	800		○	72.7	42.8	68.8	73.8
2	成田記念病院	豊橋市	病院	284			48.9	30.8	57.6	53.2
3	豊川市民病院	豊川市	病院	501		○	59.5	25.8	65.2	86.8

③ 重点外来基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関の意向があった施設
該当なし

④ 重点外来基準を満たすが、紹介受診重点医療機関の意向がなかった施設

	医療機関施設名	市区町村	医療機関種別	病床数	特定機能病院	地域医療支援病院	重点外来基準 (A \geq 40かつB \geq 25)		紹介率及び逆紹介率の基準 (C \geq 50かつD \geq 40)	
							初診のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」の割合(A)	再診のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」の割合(B)	紹介率(C)	逆紹介率(D)
1	豊橋ハートセンター	豊橋市	病院	130			80.2	33.4	0.0	0.0
2	蒲郡市民病院	蒲郡市	病院	382			56.7	26.6	38.0	32.5
3	医療法人山本一誠会山本肛門科・胃腸科	豊橋市	有床診療所	19			70.2	29.1	0.0	0.0